募　集　要　項　附　属　資　料

１　淡路駅周辺地区土地区画整理事業設計図

２　本市が施行する土地区画整理事業施行地区内における施行者の管理する土地の一時使用許可に関する取扱方針

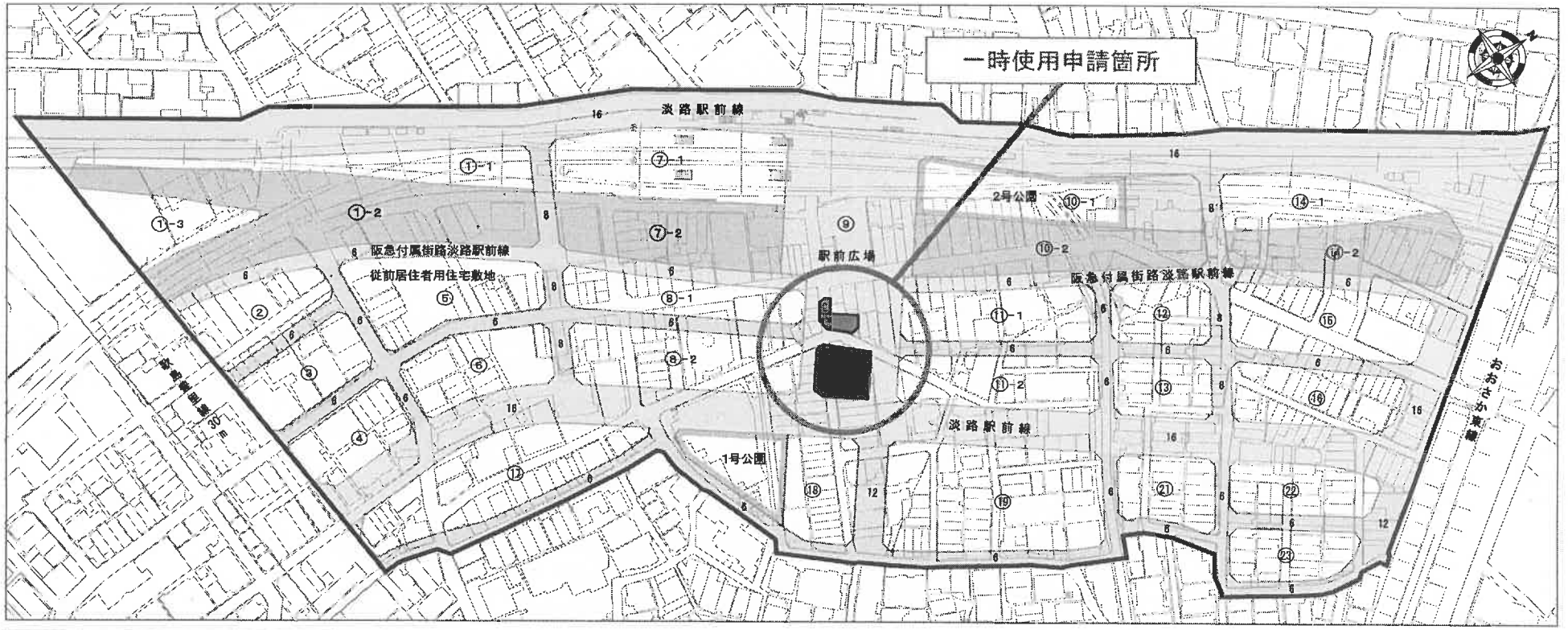
３　阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託契約書（予定）

４　道路上での工事に関する注意事項

５　電気・通信の引き込み調整について

６　公募箇所における埋設企業体との調整について

淡路駅周辺地区土地区画整理事業設計図



本図面は印刷ずれ等で、明確でない部分もありますのでご了承ください。



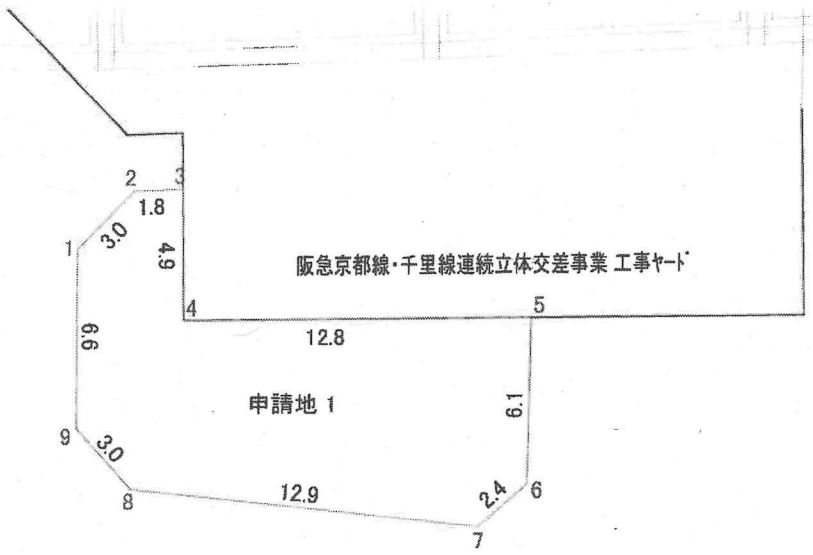
住宅市街地整備総合支援事業
（従前居住者用住宅）
平成15年7月竣工

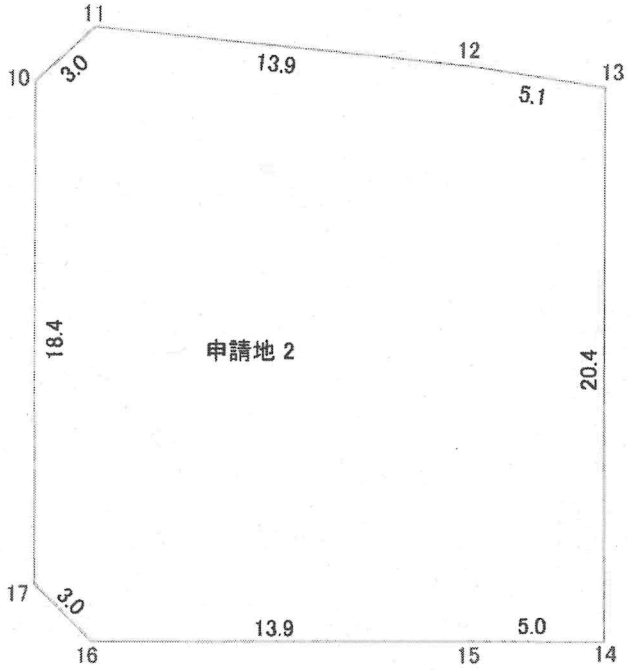
凡　例	
	施行地区区域界
	都市計画道路・駅前広場
	区画道路
	公　園
	連続立体交差事業
㊀	街区番号
6	道路幅員（m）

施行者管理地一時使用許可申請地 求積図

地番	申請地1			
点名	X	Y	Xn+1−Xn−1	Yn(Xn+1−Xn−1)
1	−140107.7220	−43908.2110	6.9820	−306567.1292015
2	−140104.7580	−43908.6750	4.4389	−194906.2174579
3	−140103.2831	−43907.6467	−1.4162	62182.0092568
4	−140106.1742	−43903.7513	7.4232	−325906.3266497
5	−140095.8599	−43896.1063	6.5002	−285333.4701717
6	−140099.6740	−43891.2930	−6.2081	272481.5360728
7	−140102.0680	−43891.1160	−11.8160	518617.4266556
8	−140111.4900	−43899.9470	−9.6720	424600.2873836
9	−140111.7400	−43902.9360	3.7680	−165426.2628472
		倍面積		−258.1469591
		面 積		129.0734795
		面 積(改め)		129m2

地番	申請地2			
点名	X	Y	Xn+1−Xn−1	Yn(Xn+1−Xn−1)
10	−140117.9580	−43894.7730	14.1410	−620715.9849931
11	−140114.9680	−43895.0230	13.1140	−575639.3316221
12	−140104.8440	−43885.5300	13.6339	−598330.9274664
13	−140101.3341	−43881.8864	−8.8228	387161.1073297
14	−140113.6668	−43865.6956	−16.3059	715269.6458843
15	−140117.6400	−43868.7310	−15.0402	659794.4879857
16	−140128.7070	−43877.1610	−11.4690	503227.1595082
17	−140129.1090	−43880.1340	10.7490	−471667.5603652
		倍面積		−901.4037388
		面 積		450.7018694
		面 積(改め)		451m2





点名12, 13, 14, 15で囲まれた土地については、現時点で高架事業用地として阪急電鉄株式会社が使用しているため、駐車場としての運用はできない。−

本市が施行する土地区画整理事業施行地区内における施行者の管理する土地の一時使用許可に関する取扱方針

本市の施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）において、事業の施行者（以下「施行者」という。）が管理する土地（以下「施行者管理地」という。）の一時使用の許可（以下「一時使用許可」という。）については、次のとおり取り扱うこととする。ただし、この方針のほかに別途定めのある場合については、それに従うものとする。

（本方針の対象となる施行者管理地）

第１条　施行者管理地は、仮換地指定から換地処分までの間における、使用収益することができる者のなくなった従前の宅地や施設を廃止した従前の公共施設用地等であって、次に掲げる土地をいう。

（1）　使用収益の開始通知がなされていない仮換地

（2）　保留地等仮換地に指定されていない土地

（3）　事業により整備する公共施設の予定地（従前から当該公共施設管理者のあるものについては、当該部分を除く。）

（4）　事業により整備した道路用地で、道路管理者への引継ぎが未了の部分

（5）　事業により整備した道路以外の公共施設の用地で、当該用地を管理すべき者への引継ぎが未了の部分

（一時使用許可）

第２条　施行者管理地の一時使用は、事業に支障を生じない範囲で、次の各号のいずれかに該当する場合に許可するものとする。

（1）　施行者管理地を使用しなければ、施行地区内の土地及び建築物等に関する権利を有する者により行う建築物等の築造、解体等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該土地を使用させることがやむを得ないと施行者が認める場合

（2）　電気、ガス事業その他の公益事業を実施する者が当該公益事業の用に供するためやむを得ないと施行者が認める場合

（3）　災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合

（4）　本市又は他の公共団体等が公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と施行者が認める場合

（5）　施行者管理地に係る事業の施行地区に関連のある本市が承認する団体等が地域振興等に供する場合その他事業実施上やむを得ないと施行者が認める場合

（6）　前条第4号に規定する施行者管理地において、道路法第32条第1項の規定に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合(ただし、同法第36条第1項に掲げるもの、並びにそれに付随する引込管、電柱及び電話柱を設けるときはこの限りでない。)

（7）　前6号に掲げるもののほか、本市の事業上やむを得ない場合その他特に必要があると施行者が認めるとき

（一時使用許可申請）

第3条　一時使用許可を受けようとする者は、施行者に対し次の各号に定める書類を提出しなければならない。

（1）　施行者管理地一時使用許可申請書（別記様式1）

（2）　一時使用する施行者管理地の位置及び面積を表示する図面

（3）　一時使用前の施行者管理地の写真その他施行者が必要と認める書類

2　前条第6号により一時使用許可を受けようとする者は、前項の申請に先立ち施行者と事前協議を行うものとする。

（一時使用許可書の交付）

第4条　一時使用許可は、施行者管理地一時使用許可書（別記様式2）を交付して行う。ただし、第1条第4号に規定する施行者管理地における一時使用許可について道路管理者と協議を要する場合は、協議を踏まえた条件を附すことができる。

（一時使用許可の期間）

第5条　一時使用許可の期間は、1年以内かつ事業の支障とならない範囲で施行者が決定する。ただし、第2条第6号の規定により使用を許可する場合は、大阪市道路占用規則第12条に定める期間とすることができる。

2　一時使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、一時使用許可の期間満了後引き続き当該土地と同一の土地の一時使用許可（以下「新たな一時使用許可」という。）を受けようとする場合は、当該期間の満了日の30日前までに一時使用許可期間の更新申請をしなければならない。

（使用料）

第6条　使用料は、大阪市財産条例第7条第1項第1号の規定により算定した額とする。

2　使用者が、新たな一時使用許可を受けた場合における使用料は、大阪市財産条例第7条第2項の規定により算定した額とする。

3　前2項の規定にかかわらず、大阪市財産条例第7条第3項第3号に規定する場合における使用料は、大阪市財産規則別表により算定した額とする。

4　前3項の規定にかかわらず、第2条第6号の規定により許可を受けた場合における使用料は、大阪市道路占用料条例第2条の規定により算定した額とする。

5　前4項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、施行者が必要であると認めた範囲については、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)　施行地区内の土地及び建築物等に関する権利を有する者が建物移転等に伴う建築物等の築造、解体等のために使用する場合

(2)　国、地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき

(3)　災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき

(4)　前3号に定めるもののほか、公益上その他の事由により特に必要がある場合として大阪市財産規則第16条の3各号のいずれかに該当するとき

（5）　第 2 条第 6 号の規定により使用を許可する場合で、大阪市道路占用料条例第 3 条の規定に該当するとき

6　使用許可期間の初日が月の初日でないとき又は使用許可期間の満了日が月の末日でないときの当該月の使用料は、日割計算により算定する。ただし、第 2 条第 6 号の規定により使用を許可する場合は、大阪市道路占用料条例施行規則第 3 条の規定により算定する。

（使用料の納付）

第 7 条　使用者は、第 5 条の規定により許可をした使用期間に係る使用料を、別途施行者が発する納入通知書により納期限までに納付しなければならない。ただし、第 2 条第 6 号の規定により使用を許可する場合の納期限は、大阪市道路占用料条例第 4 条の規定を準用する。

（保証金）

第 8 条　使用者は、使用料の 3 月分に相当する額以上の保証金を納付しなければならない。ただし、3 月以内の使用許可の期間を定めたとき又は使用料を前納したとき、その他施行者が必要と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2　前項の規定による保証金は、使用料又は延滞金の納付を遅延した場合においてこれに充当するほか、使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3　前項の規定による充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足金額があるときは、これを追納させる。

4　保証金は、使用者が第 11 条の規定により原状に回復した後これを還付する。

5　第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 6 号の規定により使用を許可する場合は、保証金を徴収しないものとする。

（延滞金等）

第 9 条　使用者が、納期限までに使用料を納付しないときは、施行者は当該納期限後 30 日以内に督促状を発する。

2　前項の督促状に記載する納期限は、当該督促状を発する日から起算して 10 日とする。

3　使用者が、前項の納期限までに使用料を納付しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第 2 条の規定により延滞金を徴収する。

（一時使用許可の取消し）

第 10 条　次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、施行者は第 4 条による一時使用許可を取り消すことができる。

（1） 施行者が事業において一時使用許可した施行者管理地を本来の用途・目的のために必要とする場合

（2） 使用者が使用料を滞納したとき

（3） 施行者の事前の承諾なくして、使用者が一時使用目的以外に使用した場合

（4） 施行者の事前の承諾なくして、使用者が一時使用許可を受けた施行者管理地を他の者に使用させた場合

（5） 不正の手段により一時使用許可を受けたとき

（6） その他、施行者の指示に従わず一時使用許可を受けた施行者管理地を使用した場合

(使用者の原状回復義務)

第 11 条　一時使用許可の期間が満了し、又は前条の規定により施行者が許可を取り消した場合においては、使用者は、施行者の指定する期間内に自己の費用で一時使用許可を受けた施行者管理地を原状に回復しなければならない。ただし、施行者が特に認めたときは、この限りでない。

附則

この方針は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この方針は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、延滞金に係る規定を除き、なお従前の例による。

附則

この方針は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、令和 2 年 10 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

附則

この方針は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。ただし、この方針の施行前に一時使用許可の申請を受け付けたもの及び同許可を行ったものについては、なお従前の例による。

様式1

施行者管理地一時使用許可申請書(□新規・□更新)

令和　年　月　日

大　阪　都　市　計　画　事　業
地区土地区画整理事業
施行者　大阪市
代表者　大阪市長

申請者　住　所
氏　名
(電話　　)

次のとおり、　地区土地区画整理事業施行者管理地を一時使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

1　申　請　地

2　使用面積又は数量

3　使用期間

4　使用目的
□　建築物等の築造、解体等のための工事用足場、資材置場、搬入通路等に使用するため。
□　電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するため。
□　その他(理由:　　)

5　減免希望　□あり　□なし
(減免希望理由)
□　建物移転等に伴う建築物等の築造、解体等のために使用するため。
□　公用、公共用又は公益事業の用に供するため。
□　その他(理由:　　)

6　添付資料

業務委託契約書（長期継続契約用）

契約番号　　第　　号

名　　称	阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託
履　行　期　間	○　令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで ○　契約後　　日
履　行　場　所	阪急淡路駅東口駅前広場
そ　の　他	

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　大　　阪　　市
契　約　担　当　者　　印

受注者　　住所又は事務所所在地
商　号　又　は　名　称
氏名又は代表者氏名　　印

（総　則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了するものとする。

３　発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第 18 条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

８　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（法令上の責任等）

第２条　受注者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「コンプライアンス条例」という。）における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第３条　この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第４条　受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（事故等の報告義務）

第５条　受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

２　前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

３　第１項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

（個人情報等の保護に関する受注者の責務）

第６条　受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和５年大阪市条例第６号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

２　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の管理義務）

第７条　受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

２　受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

３　受注者は、第１項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を書面により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

４　受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第１項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

５　第１項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）

第８条　受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（外部持出しの禁止）

第９条　受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（複写複製の禁止）

第 10 条　受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第７条を準用する。

（個人情報等の保護状況に関する検査の実施）

第 11 条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

２　受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

３　第１項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（個人情報の安全管理義務違反に対する措置等）

第 12 条　発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

２　発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（権利義務の譲渡等）

第 13 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第 14 条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

３　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、

前２項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

４　前３項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

（再委託の制限）

第 15 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を 再委託(業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

２　受注者は、業務の一部 （発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。） を再委託しようとする場合 は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

３　発注者は、受注者に対して、 再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

４　受注者は、再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（再々委託等の制限）

第 15 条の２ 受注者は、前条第２項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。

２　受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

３　受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第 16 条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権の発明）

第 16 条の２　受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

２　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

（監督職員）

第 17 条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2)　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4)　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第 18 条　受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

２　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、履行期間の変更、第 19 条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一

切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（特定個人情報を取扱う者）

第 18 条の２　受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第 19 条　発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第 20 条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第 21 条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（条件変更等）

第 22 条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2)　設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3)　設計図書の表示が明確でないこと

(4)　履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5)　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 23 条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 25 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 24 条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第 25 条　受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間を変更しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第 26 条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第 27 条　本契約書の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 28 条　受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3　発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が当該経費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第 29 条　業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 30 条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4　前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 30 条の 2　天災、車両による物損、計画停電等、発注者の責に帰すことができない事象による利用料金収入の減少及び駐輪器具等の損害は、受注者の負担とする。

（自転車の返還請求等による損害）

第 30 条の３　自転車の所有者又は占有者その他第三者との間で自転車の返還請求その他の紛争又は事故が生じたときは、受注者がその責任及び費用を負担して解決する。

（検査及び引渡し）

第 31 条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

４　発注者は、第２項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前５項の規定を準用する。

（減価採用）

第 32 条　前条第６項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

（利用料金）

第 33 条　自転車駐車場の利用者等が支払う利用料金（未収分を含む）は、受注者の収入（以下「利用料金収入」という。）とする。

（納付金）

第 34 条　受注者は、受注者が提案した基本納付金及び変動納付金を発注者に納めなければならない。

ただし、履行期間及び施設台数に変更が生じ、利用料金収入に増減が見込まれる場合において、発注者は、必要があると認めるときは、発注者と受注者との協議のうえ、基本納付金の額を変更するものとし、変動納付金の基準額についても同様とする。

２　前項の基本納付金及び変動納付金の納付時期については、仕様書別表１及び別表２で定めるものとする。

（業務委託料）

第 35 条　発注者から受注者への業務委託料は、第 33 条に規定する利用料金収入（未収分を含む。）から第 34 条に規定する基本納付金及び変動納付金を減じた額をもって充てるものとする。

２　利用料金収入が基本納付金を下回る場合でも、業務委託料は発生しないものとし、基本納付金を受注者に返還しない。

（債務不履行に対する受注者の責任）

第 36 条　受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

３　前項の規定は、第 38 条第１項及び第２項に定める解除権の行使を妨げない。

４　第２項において、受注者が負うべき責任は、第 31 条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償金）

第 37 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当し、発注者に損害を及ぼしたときは、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1)　受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令（同法第７条の９第２項又は第 20 条の２から第 20 条の６までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第２項に基づき取り消されたときを含む。以下同

じ。)。

(2)　この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3)　確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4)　受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

（発注者の解除権）

第 38 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　正当な理由なく第 36 条第２項に定める追完がなされないとき。

(4)　この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5)　コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(6)　前各号のほかこの契約に違反したとき。

２　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1)　第 13 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2)　受注者の債務の全部が履行不能であるとき。

(3)　受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　受注者が第 40 条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)　大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9)　この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10)　発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11)　監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

３　前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第 38 条の２　受注者及び暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第 38 条の３　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

(1)　暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2)　発注者は、暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の損害賠償）

第 38 条の４　次の各号のいずれかに該当する場合にお

いては、発注者は、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(1)　第 38 条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第 39 条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第 38 条第１項及び第２項、第 38 条の３の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 40 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 24 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第 41 条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する受注者の義務は消滅する。

（解除に伴う措置）

第 42 条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条、第 38 条の３又は第 38 条の４の規定によるときは発注者が定め、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第１項後段及び第２項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第 43 条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 44 条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する

期間を経過した日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額を追徴する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 45 条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等並びに第 10 条第１項に規定する書面による同意及び第 15 条の２第２項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第 46 条　この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東淀川区役所企画総務課（連絡先：０６－４８０９－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を東淀川区役所企画総務課（連絡先 06-4809-9625）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を東淀川区役所企画総務課（連絡先 06-4809-9625）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

道路上での工事に関する注意事項

今回公募を行う自転車駐車場の駐輪器具等の設置に際しては、電気・通信線を地中に配管する必要が生じますが、地中配管にあたり、道路の掘削、管路の埋設、舗装の復旧については、各々基準があります。以下に示す資料などを参考に、掘削幅、掘削深さ、復旧構造を決定し、工事の計画を立てて実施してください。

Ⅰ　地下埋設物の深さの取扱いについて

１　一般的な埋設深さの基準

「車道一般」

路面から１．２ｍ以上を確保すること。

「歩道一般」

路面から１．２ｍ以上を確保すること。

２　浅層埋設管の埋設深さの基準

以下の基準を守ることを条件に、「１．一般的な埋設深さの基準」よりも浅い埋設を許可するもので、浅層埋設管として適用することができる。

「浅層埋設管適用対象事業者及び管路の種類（規格)、管径」

（１）電気事業

・鋼管（ＪＩＳ　Ｇ　３４５２）	２５０mm以下のもの
・強化プラスチック複合管（ＪＩＳ　Ａ　５３５０）	２５０mm以下のもの
・硬質塩化ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　６７４１）	３００mm以下のもの
・コンクリート多孔管（管材曲げ引張強度５４kgf／c ㎡以上）	１２５×９条以下のもの
・ケーブル保護管路（ＫＧＰ）	８０～１２５mm
・ＰＦＰ管（電力用強化プラスチック管）	１２５～２００mm

（２）電気通信事業等

・硬質塩化ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　６７４１）	７５mm以下のもの
・鋼管（ＪＩＳ　Ｇ　３４５２）	７５mm以下のもの
・ケーブル保護管路（ＫＧＰ）	８０～１２５mm
・ＰＦＰ管（電力用強化プラスチック管）	１２５～２００mm

※上記括弧内の規格は、可能な限りＪＩＳ規格を表示している。

※管径については、呼び径で表示されるものを含む。

※（１）及び（２）以外の管路等の種類（規格）以外の管路等を今般の措置の対象とする場合は、2項（１）～（２）に掲げるものと同等以上の強度を有することを示す説明資料を提出し、本市の承認を受けること。

「埋設深さの基準」

（車道浅層埋設管）

・舗装厚＋０．３ｍ以下としないこと。ただし、０．６ｍ以下としないこと。

※街渠下に浅層埋設する場合は、車道扱いとする。また、街渠下に縦断して埋設する場合は別途協議とする。

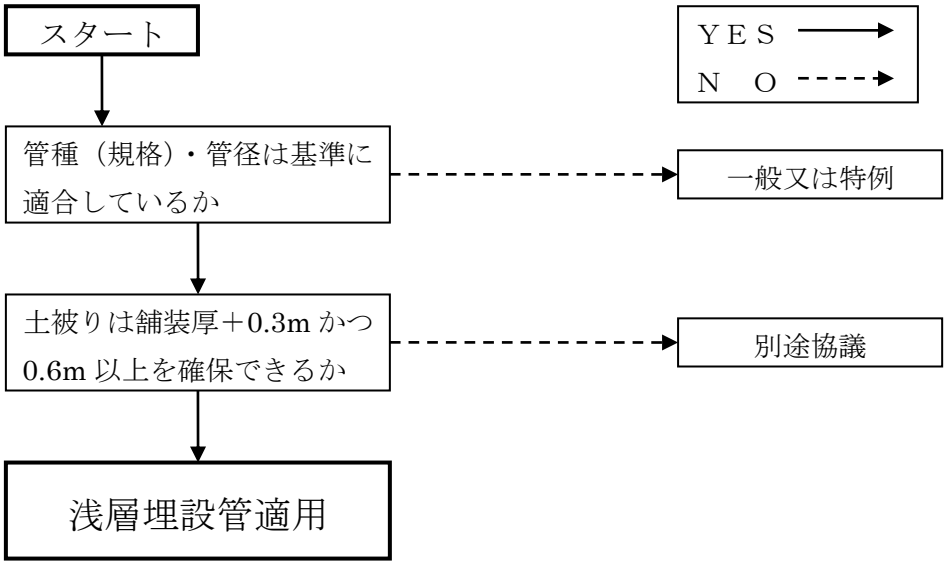
※一般的に埋設深さの検討にあたっては、将来的に歩道設置・道路補修工事等により路面が切り下げられて深さの基準を満たさなくなる場合は支障となるのでこれを考慮すること。なお、埋設深さの検討の判断基準として、概ね既設の地先境界ブロックからの深さを参考とすること。

（歩道浅層埋設管）

・舗装厚＋０．３ｍ以下としないこと。ただし、０．６ｍ以下としないこと。

※将来、当該歩道部に切り下げ部（乗入れ部）が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合は、この限りではない。

「浅層埋設管の適用について」

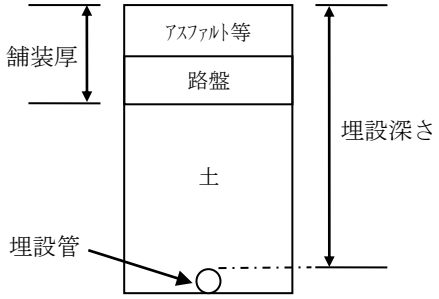


「浅層埋設管に関する運用について」

・舗装厚とは路面から路盤の最下面までの距離をいう。

・管路の埋設深さとは地表面から管の頂部までとする。ただし、引込管が接続されて本管より上部にある場合はその引込管の頂部とする。

・防護コンクリート等がある場合の埋設深さは、地表面から防護コンクリート等の頂部までとする。



3　その他留意事項

（植栽部一般・浅層埋設管）

植栽部は道路付属物であるため、埋設深さについては一般・浅層埋設ともに属する道路と同様に取り扱うものとする。ただし、縦断方向に管路を敷設する場合は高木植栽で必要とする最低土被りである０．９ｍ以上を確保すること。

（一般に対する特例）

道路幅員４ｍ以下の道路並びに歩道上で地先境界より１．０ｍ以内については浅層埋設管に関わらず１．０ｍ以上とすることができる。

Ⅱ　他の埋設管との離隔に関する事項

1　埋設物の交差する箇所での離隔について

・道路に管路等を埋設する場合、下表の離隔を確保すること。やむを得ず確保できない場合は当該埋設物管理者と協議を行うこと。

区分		平行	交差	構造物	記事
E・KOPT		30ｃｍ	30ｃｍ	30ｃｍ	特別高圧(7000V超える)：60cm（平行・交差）但し、地中弱電流電線が光ファイバーケーブルの場合は30cm（平行・交差）
T		30ｃｍ	上越し30ｃｍ 下越し15ｃｍ	30ｃｍ	
G	低・中圧	サイズにより30～40cm	30ｃｍ	30ｃｍ	平行：φ400以上は40cm
	高圧	50cm	30ｃｍ	30ｃｍ	平行・交差等すべてにおいて、Wとの離隔は70cm
W		φ500mm未満 30cm	30ｃｍ但し、500mm以上の継手箇所は50cm	50cm	
		φ500mm以上 50cm			
S		40cm	40cm	40cm	

Ⅲ　事故防止に関する事項

１　事故防止のための措置

①関係する公共団体（機関）及び公益事業者の指示・指導並びに協議による条件等を遵守し、公衆災害防止に万全を期するよう心掛けること。

②防災対策に配慮し万一、可燃性ガス漏れ、その他の災害が発生した場合は、適正な警戒区域を速やかに設定し、付近住民らの避難の実施や関係する公共団体（機関）及び公益事業者への連絡・報告など迅速な処置をとれる様心掛けること。

③工事中の保安対策（保安体制・保安方法・事故防止対策・安全衛生管理対策等）に心掛けること。

④工事施工にあたっては、既設埋設物の状況を調査し、関係する埋設物の管理者と防護措置をはじめ安全対策について心掛けること。

Ⅳ　舗装の復旧に関する事項

１　埋設後の舗装の復旧範囲について

舗装の復旧範囲については、道路掘削跡復旧工事施行要綱を遵守すること。

２　舗装復旧構造について

舗装の復旧構造については、道路掘削跡復旧工事施行要綱を遵守すること。

電気・通信の引き込み調整について

今回公募を行う自転車駐車場の駐輪器具等の設置に際して必要な電気・通信の引き込みについては、以下に示す連絡先に問い合わせのうえ、駐輪器具等の設置に関する計画を立ててください。

１　電力申込み

関西電力送配電株式会社　0800-777-8810

２　通信申込み

西日本電信電話株式会社　0120-019000

３　留意事項

駐輪器具等の設置に伴い必要となる電源及び通信手段については、事業者負担で確保していただくことになります。

通信手段については、有線での引き込みが不可能な場合、無線など別の方法を検討していただくことになりますが、本市において事前に通信事業者と調整いたしませんので、業務受託者として決定後に事業者で調整いただくことになります。

公募箇所における埋設企業体との調整について

今回公募を行う自転車駐車場の駐輪器具等の設置に際しては、電気・通信線を地中に配管する必要が生じる場合がありますが、地中配管にあたり、既に埋設されている各企業体との調整が必要になります。以下に示す連絡先などを参考に、各埋設物に関する資料を収集のうえ、駐輪器具等の設置に関する計画を立ててください。

１　下水道

大阪市役所　本庁舎３階「建設局道路・下水道資料閲覧コーナー」

https://www.gesuikanro.city.osaka.lg.jp/emap/html/bbs/bbs_index.jsp

２　ガス

大阪ガスネットワーク株式会社　ガス配管ダイヤル　0120-544-209

３　通信

株式会社ＮＴＴフィールドテクノ　大阪社外工事立会センタ　06-4258-4041

４　電気

関西電力送配電株式会社　0800-777-8810

５　上水道

大阪市役所　本庁舎３階「水道局図面閲覧コーナー」

大阪市水道局北部水道センター　維持管理グループ　　06-6391-6330